

天眼鏡

## 生産者サイドからの積極的な情報発信を

このところ農業関係の海外情報で目を引くのが、欧州に広がる農家によるトラクターを繰り出しての抗議デモだ。EU に加盟している 27 か国のうち、こうした抗議活動が行われていないのはオーストリア、デンマーク、フィンランド、スウェーデンのわずか 4 か国だけだともいう。農業協同組合新聞の 2 月 29 日号での報告を見ると、フランスでは「多数のトラクターの車列が農家組合の旗を掲げながらパリ市内に入り、観光客が多いエッフェル塔やセーヌ川の橋の近くなど中心部を回った。交通は大渋滞となった」。ドイツでは「2023 年末から数千人の農家がベルリンに集結してトラクターで整然とデモ行進。中心街の交通は混乱」。またイタリアでは「1000 人以上の農家がローマ市内で抗議活動。観光名所や首相官邸などをトラクターで行進した」。さらにベルギーでは「EU 大臣会合が開かれた都市に 600 人の農家がトラクターなどで終結。会議場の近くで家畜のふん尿をぶちまけた」等々という具合だ。

こうした農家による抗議行動を引き起こす原因として、①資材価格の上昇による経営の悪化、②輸入品の増加にともなう農産物価格の低落、③グリーンディール政策の展開にともなう環境規制の強化への反発、等があげられている。①②はわが国と同様であるが、EU の場合、ご承知のように直接支払による手厚い農家支援があるわけだが、現状はそれでも経営を維持していくことは困難な状況にあるとして、さらなる支援の強化を求めているものだ。

話しは一転するが、わが国では 2022 年 2 月のウクライナ侵攻がトリガーとなって穀物や生産資材の高騰を受けて食料安全法保障が大課題となり、結局、現行の食料・農業・農村基本法の改正をはかるため農政審議会の中に検証部会を設け、同年の 10 月から検証部会での議論が開始され、2023 年 9 月に最終とりまとめが行われ、これを受けての法改正作業の結果、今年の 3 月 8 日に基本法の一部改正法案が閣議決定された。開催

中の通常国会で令和 6 年度予算が成立したところで、これについての本格的な審議が行われる見込みである。

法案は改正の柱となるのが食料安全保障であるが、あわせてみどりの食料システム戦略にともない基本理念の中に「環境と調和のとれた食料システムの確立」が追加されている。そして同じ基本理念の一番目に置かれた「食料安全保障」の第 5 項に食料の合理的な価格の形成が盛り込まれている。この価格形成については基本法見直しの中間とりまとめを受けて「適正な価格形成に関する協議会」が設けられ適正取引が推進される仕組み構築についての検討が行われてきた。しかしながら流通業者や消費者等の異論もあって、坂本農水大臣はこれについての法制化は当面見込みがたい旨を語っている。

このように現在の置かれている農家の経営環境はきわめて厳しいことは日本も EU も同様であるが、EU では直接支払のあり方について見直しを促しつつあるのに対し、日本では直接支払いの拡充どころか、適正価格の形成についての議論すら停滞しているのが実情だ。EU の農家はトラクター等で苦境を国や市民に訴えているが、日本では直接支払いの拡充を訴える行動はほとんど見られない。革命を経験してきたフランス等と日本では国民の気質が違うことは確かだが、それにしても危機に晒されている日本農業の生産者サイドからのメッセージの発信は乏しい。

もはや直接支払の拡充による所得補償なくして農家経営の維持は困難と考えるが、まずは消費者の理解を獲得し行動変容を促していくことが求められる。生産者サイドからの情報発信と現場での交流の積重ねが重要だ。日本的な抗議活動、消費者への働きかけが不可欠な情勢だ。

(農的社会デザイン研究所 代表 蔦谷栄一)